

一般廃棄物最終処分場埋立終了後の土地活用に関
する民間アイデア募集について

《募集要項》

長生郡市広域市町村圏組合

はじめに

1. 募集概要

1-1 アイデア募集の目的

1-2 前提条件

1-3 募集する提案の内容

2. 応募資格要件等

2-1 基本的な要件

2-2 応募者の構成

2-3 応募者の制限

3. 民間アイデア募集に関する手続き

3-1 スケジュール

3-2 募集要項の配布

3-3 本募集要項に関する質問の受付及び回答の公表

3-4 提案書の受付

3-5 ヒアリングの実施

3-6 その他

4. 問い合わせ先

はじめに

長生郡市広域市町村圏組合が所有する一般廃棄物佐貫最終処分場は、平成18年9月に埋立が終了し、現在は施設の廃止の向け浸出水の処理を継続しています。

埋立終了後の土地活用については、施設が設置されている地域の皆様と検討しているところですが、「民間事業者のアイデアも参考にしてみてもどうか。」との意見がありました。

この度、この土地の活用方法について、ご提案をいただける事業者を、本書のとおり募集させていただきます。

土地の活用に関心のある民間事業者の皆様には、当該地域の環境を活かし、地域のニーズや先進的なノウハウの取り入れた土地の活用についてご提案をいただきたいと思っております。

1. 募集概要

1-1 アイデア募集の目的

今回実施する「アイデア募集」は、一般廃棄物佐貫最終処分場埋立終了後の埋立地の土地活用に関心のある民間事業者からアイデアについて提案を求めるものであり、今後予定する跡地利用計画に可能な範囲で反映をする予定です。

1-2 前提条件

(1)対象地

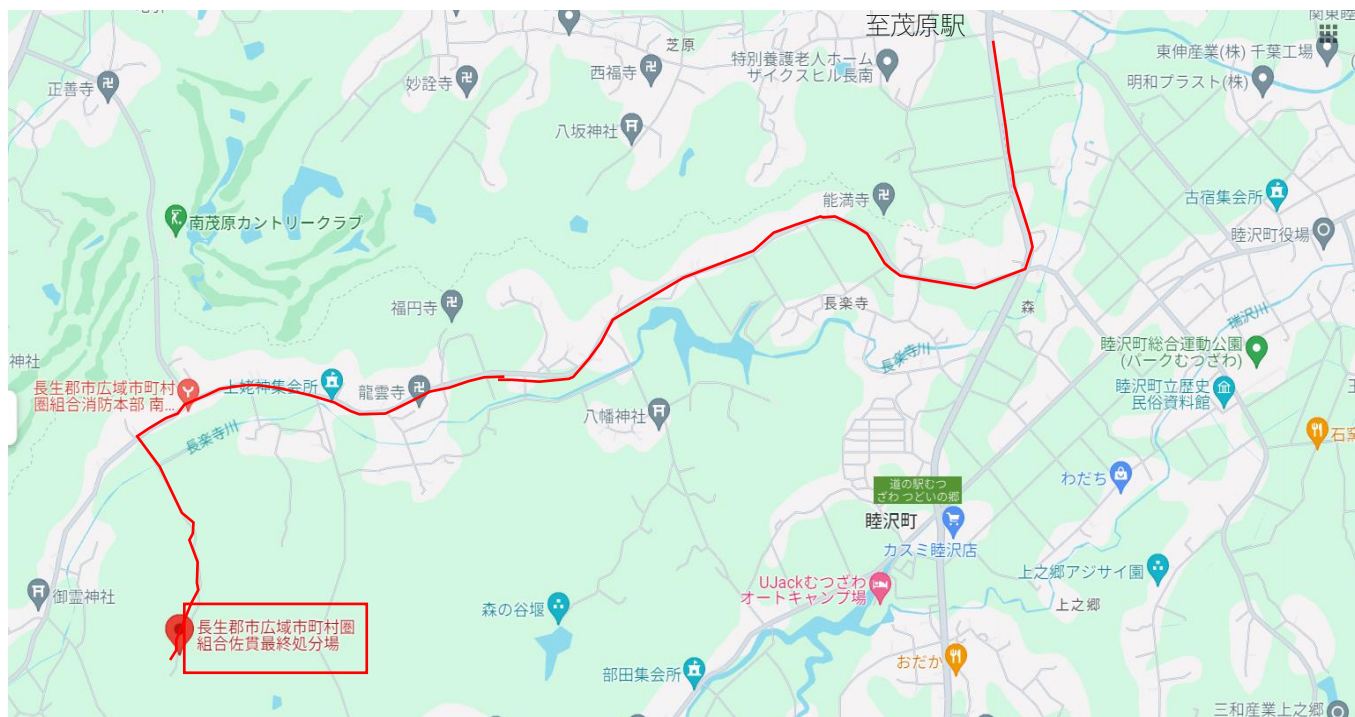
千葉県長生郡睦沢町佐貫 3605 番地の 1

長生郡市広域市町村圏組合

一般廃棄物佐貫最終処分場

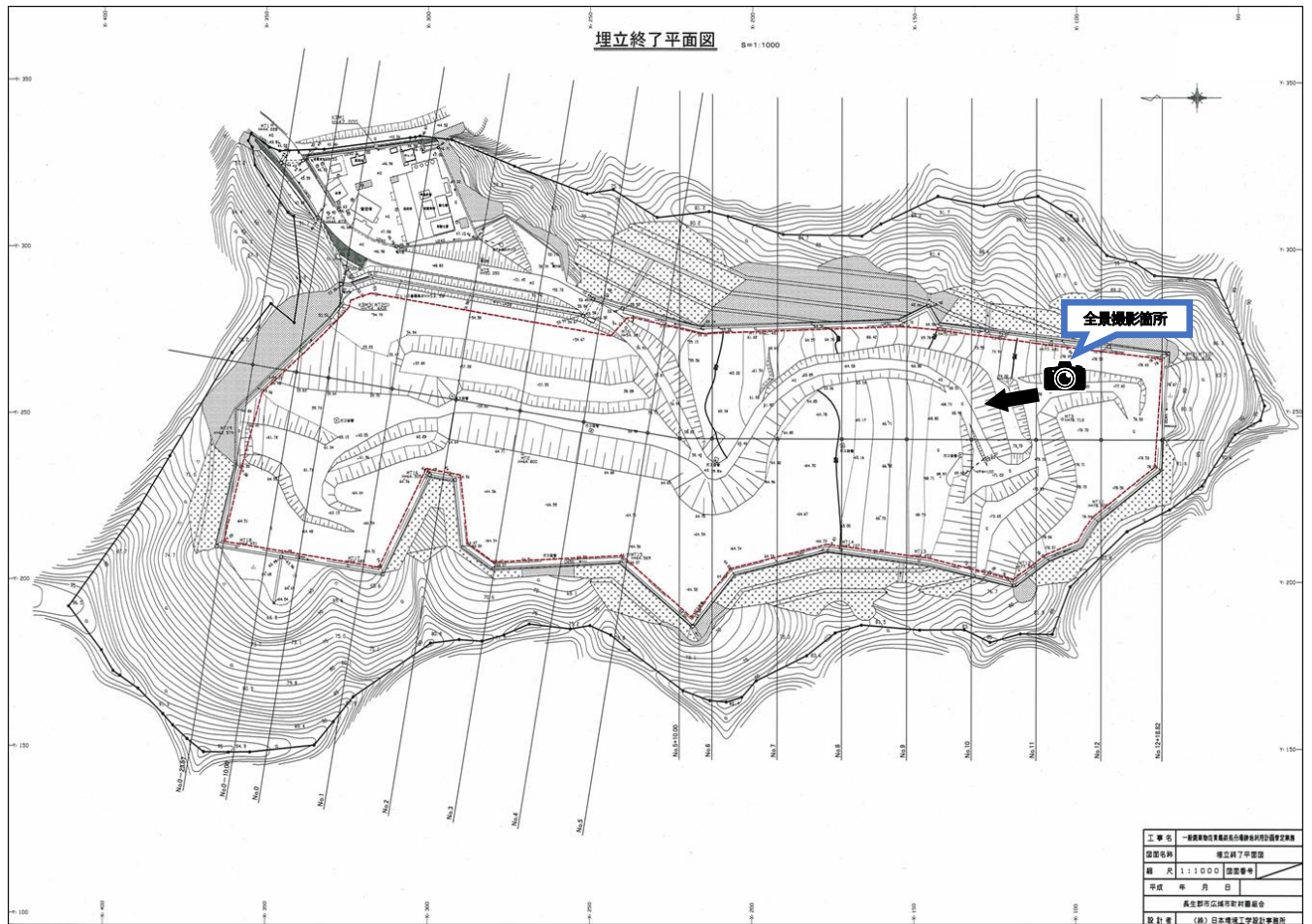
(2)面積 約1.9ヘクタール

(図1) 位置図



出典：グーグルマップ

(图2) 埋立地平面図



(图3) 埋立地全景



(3)使用許可期間

使用許可期間は原則1年以内としますが、更新することができるものとします。

(長生郡市広域市町村圏組合財務規則第219条による)

(4)土地使用料の取扱い

土地活用については貸付を予定しています。貸付料は、「長生郡市広域市町村圏組合使用料及び手数料条例」を基本とします。

(5)維持管理費の取扱い

土地活用部分の維持管理に要する費用は、跡地利用事業者が負担するものとします。

1-3 募集する提案内容

以下の内容について、提案してください。(様式自由)

- (1)埋立地全体について、長生地域の魅力向上につながる活用の考え方やイメージを示してください。
- (2)最終処分場用地であることを踏まえ、関係法令を遵守した提案と
してください。

※今回の提案等により、提案内容の実現について確約するものではありません。

2. 応募資格要件等

2-1 基本的要件

- (1)自らが実現可能な事業を提案でき、また、事業実施の意向がある者。
- (2)各種法令を遵守する者。

2-2 応募者の構成等

- (1)応募者は、単独の法人又は複数の法人により構成されるグループとします。

- ・グループで応募する場合は、代表法人を定め、構成員の役割分担を明確にしてください。

2-3 応募者の制限

- (1)応募者は、以下の全ての要件を満たしている者とします。

- ・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者のほか、手形交換所において取引停止処分を受け2年間を経過しない者、当該募集開始日前6か月以内に手形、小切手を不渡りした者、及び会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続き開始決定、民事再生法にあっては再生手続き開始の決定を受けている者は除く。）でないこと等、経営状況が著しく不健全でないこと。
- ・直近営業年度の法人税、消費税及び地方消費税並びに千葉県の県税及び本組合構成市町村の法人住民税納税義務者にあっては当該税を滞納していないこと。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律及び長生郡市広域市町村圏組合暴力団排除条例（平成27年2月27日条例第3号）第2条第2号に規定する暴力団員でない者、若しくは、同第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

3. 民間アイデア募集に関する手続き

3-1 スケジュール

- | | |
|---------------|----------------|
| (1)募集開始 | 令和6年2月15日(木) |
| (2)提案書の受付 | 令和6年2月15日(木)から |
| (3)提案者との対話の実施 | 随時 |

3-2 募集要項の配布

- (1)配布開始：令和6年2月15日(木)～
- (2)配布場所：長生郡市広域市町村圏組合環境衛生課(事務局)

〒297-0035 茂原市下永吉 2101 番地

※募集要項は、当組合ホームページに掲載を行います

【ホームページアドレス】

<https://choseikouiki.jp/kankyo/>

3-3 本募集要項に関する質問の受付及び回答

- (1)本募集要項等に関する質疑を次のとおり受け付け、回答します。

- ・提出様式：募集要項等に関する質問書(様式1)
 - ・提出方法：電子メールにより提出してください。持参、郵送などその他の方法による提出は不可とします。
 - ・提出先：長生郡市広域市町村圏組合環境衛生課 施設整備係
電子メールアドレス：kankyo@choseikouiki.jp
 - ・回答方法：質問者に対し、質問書に記載されたメールアドレスにその都度回答します。※質問は1回まで
- ◆関係機関等との調整を要するものなどについては、一部遅れる場合があります。

3-4 提案書の受付

(1)企画提案書（様式自由）2部提出してください。

・提出方法：持参又は郵送により提出してください。

◆持参される場合：平日の午前9時～正午、午後1時～5時

◆郵送される場合：書留、その他到達を確認できる方法にしてください。

・提出先：3-2（2）と同じ

3-5 ヒアリングの実施

事務局による提案書の確認後、応募者へのヒアリングを予定しています。実施日は別途通知します。

3-6 その他

- ・すべての提出書類において、使用する言語は日本語とし、単位は計量法（平成4年5月20日法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とします。
- ・参加申込書及び企画提案書の作成、提出等に要する費用は、応募者の負担とします。
- ・提出された書類等は返却しません。
- ・今後予定する跡地利用計画の参考資料としてコピー・配布を行う場合があります。

4. 問い合わせ先

長生郡市広域市町村圏組合 環境衛生課 施設整備係

電話：0475-23-4944 FAX：0475-26-1113

メールアドレス：kankyo@choseikouiki.jp